ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に 必ずお読みいただきますようお願いします。【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容 をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- ■商品の仕組み:この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- ■保険契約者:一般財団法人全国学生保障援助会
- ■保険期間:2020年4月1日(午後4時)から2021年3月31日(午後4時) 2020年4月1日(午後4時)から2022年3月31日(午後4時) 2020年4月1日(午後4時)から2023年3月31日(午後4時)
- ■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等、引受条件(保険金額等)、 保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - ●加入対象者:全国学生保障援助会の会員
 - ●被保険者:全国学生保障援助会の会員の子供で学生の方(「保険期間末日に 年齢が満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」)にかぎ
 - ●扶養者:育英費用補償をセットする場合、あらかじめ補償対象となる扶養者をご 指定いただきます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として、被 保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持され ている方(収入の最も多い方)にかぎります。ただし、就学上の事情等の理由と して被保険者が親権者と別居されている場合(下宿学生等)は、別居であって

- も被保険者を継続して扶養することが明らかな親権者にかぎり、扶養者としてご指定できます。
- ●お支払方法:クレジットカード決済(インターネットでのお申込み)でのお支払いと なります。
- ●お手続方法:WEBお申込画面に必要事項をご入力のうえ、お申込ください。
- ●中途加入:保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月25日までに受付確認が完了した方は翌月1日より保険開始となります。ただし4月のみ、4月10日までに受付確認が完了した方は4月15日より保険開始となります。
- ●中途脱退:この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。
- ●保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承願います。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- ■満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故 (以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支 払いします。 (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時 に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。「熱中症危険 補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害も お支払いの対象となります。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対して は、保険金をお支払いできません。

- 「急激かつ偶然な外来の事故」について
 ■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- ■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- ■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類 保険金をお支払いする主な場合 保険金をお支払いできない主な場合 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死 ①故意または重大な過失 亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転また 死亡保険金 場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 は麻薬等により正常な運転ができないおそれがあ る状態での運転 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額 4脳疾患、疾病または心神喪失 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場 ⑤妊娠、出産、早産または流産 合、その程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支 後遺障害 ⑥外科的手術その他の医療処置 払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(*1)を 保険金 除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%) 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院 保険金日額をお支払いします。 補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰 入院保険金 痛等で医学的他覚所見(*2)のないもの 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(1,000日限度) ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、 登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または② のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手 術にかぎります 操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハン なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受け ググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間 害 た手術の場合>の手術保険金をお支払いします の事故 国内外補 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されて ①自動車、原動機付自転車等による競技、競争 いる手術(*1) 興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。) ②先進医療に該当する手術(※2) の間の事故 手術保険金 <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗 教・思想的な主義・主張を有する団体・個人または <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) 償 これと連帯するものがその主義・主張に関して行う (※1)以下の手術は対象となりません。 暴力的行為をいいます。以下同様とします。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン 、、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神 復固定術および授動術、抜歯手術

通院保険金

事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)

(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または

必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。

(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、 胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその 日数について通院したものとみなします。 (※)ギブス、ギブスシーネ・ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができる

ものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肌(ろっ)骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。

(注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

個人賠償責任 (国内外補償)

(続く)

償責任の補

住宅(**1)の所有・使用・管理または被保険者(**2)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。(※1)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に

供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。

(※2)この特約における被保険者は次のとおりです。

①故意②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害③地震、噴火またはこれらによる津波④被保険者の形務遂行に直接起因する損害賠償責任⑥被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任⑦心神喪失に起因する損害賠償責任⑧被保険者または被

経学的検査、臨床検査、画像検査等により認め

られる異常所見をいいます。以下同様とします。

1頁		なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	対しては保険金を表 ③身体障がい者月 原動機を用いるもの	月車いすおよび歩行補助車で、
特別費用	育英費用 (国内外補償) (注1)(注2)	扶養者(**1)が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で扶養不能状態(**2)となった場合、育英費用の保険金額の全額をお支払いします。 (※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 (※2)「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 (※2)「大姜不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 (注)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャバン日本興亜公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	犯罪行為または間だい 罪行気を帯している。 記事では、 記事では、 記事では、 でしている。 では、 でしている。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	な過失②扶養者の自殺行為、 争行為③扶養者の無資格運 伏態での運転または麻薬等に できないおそれがある状態での 脳疾患、疾病または心神喪失 出産、早産または流産⑥武の戦 万十衛その他の医療処置⑦戦 テロ行為を除きま 等によるもの⑧地震、噴火また 以天災危険補償特約をセットし 者が扶養不能状態となった時 食者を扶養していない場合 など
	借家人賠償 (国内のみ補償) (注1)	日本国内において被保険者(※)が借用・使用する借用戸室を火災・破裂・爆発により損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。 (※)被保険者には以下の①または②のいずれかに該当する者を含みます。 ①借用戸室の賃借名義人が被保険者と異なる場合はその賃借名義人 ②①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎります。)。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎります。	築、増築、取りこわし 外国の武力行使、 核燃料物質等に れらによる津波⑥ ・ 賠償に関する特別 の約定によって加	大による損害③借用戸室の改 、等の工事による損害④戦争、 暴動(テロ行為を除きます。)、 よる損害⑤地震、噴火またはこ 昔用戸室の貸主との間に損害 」の約定がある場合においてそ 重された損害賠償責任⑦借用 渡した後に発見された借用戸 る損害賠償責任
ひとり暮らし学生のみ	学生 生活用動産 (国内のみ補償) (注1)	日本国内における偶然な事故によって、被保険者が所有する生活用動産(※1)について損害が生じた場合、被害物の再調達価額(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(※3)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の額は各保険年度ごとにご契約金額が限度(※4)となります。 (※1)親族が居住する建物内に所在する被保険者の生活用動産は、補償対象外です。ただし、賃貸借契約を締結して被保険者が単独で居住している建物の戸室内の生活用動産を除きすす。 (※2)[再調達価額]とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (※3)1回の事故につき以下の額は、ご自身で負担していただきます。 (※3)1回の事故につき以下の額は、ご自身で負担していただきます。 (自己負担額)火災・落雷・破裂、爆発の場合さなし恣難の場合:10万円その他の場合:1万円(※4)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとに保険金額を限度とします。 (注1)建物外に持ち出している間も補償されます。 (注2)次のものは生活用動産に含まれません。 (①通貨、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)②定期券、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、航空券、旅券その他これらに準ずる物③稿本、設計書、図案、証書(公正証書、身分証明書など一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいます。ただし、旅券お直、賃入票の他の他これらに準ずる等の他とれらに準ずる物の他これらに準ずる物の作品に準する場合と、影刺物その他これらに準ずる等術品⑤義臨、義族との他とれらに準する物⑥ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、カインドサーフィンおよびこれらの付属品・アングライダー、カインドナーフィンおよびこれらの付属品・アングラス、補聴器・アンインドローンその他の無人航空機およびにこれらの付属品・企どといいまには、日本には、またには、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本	使、暴をは、テロ地域は、	置いた状態でその事実またはることをいいます。
重複 ご契約 険金額 (※1)	注1)補償内容が同様のご契約 ^(※1) が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が 重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方の だ契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保 食金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください ^(※2) 。 ※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。 契約のうち最も高い保険金額となります。			
	う支払いします。	たは国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術?	と文いりれた場合、2	
	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	1 + 0 *** - *** -	保険金をお支払いできない主な場合
疾	疾病 入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合に、1回の入院につき180日を限度として、入院院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保1,000日が限度となります。 疾病入院保険金の額=疾病入院保険金日額×入院した日数		① 故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または 闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた
病				状態での運転による事故
(病気)(国内外補償	疾病	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①からの手術 ^(※1) を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されてい ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為	る手術	④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤傷害 ⑥妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※)の
補	手術保険金	<入院中に受けた手術の場合>疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×1 <外来で受けた手術の場合>疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×5		支払いの対象となる場合を除しまます。
償	(続く)	(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整径動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再	f・検査のための手	の戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆ

保険金をお支払いする主な場合

⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および

監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する

等欧にからりょう。 ⑥②から(含すでのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務 者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にか ぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

保険金をお支払いできない主な場合 保険者の指図による暴行または殴打に起因する 損害賠償責任⑨航空機、船舶および自動車・原 動機付自転車等の車両(**)、銃器の所有、使用ま

たは管理に起因する損害賠償責任⑩環境汚染

(※)次の①から③までのいずれかに該当するもの

で味さす。 ①主たる原動力が人力であるもの②ゴルフ場敷 地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自 体の損壊により発生する貸主への賠償責任に 対しては保険金をお支払いません。)

に起因する損害賠償責任

を除きます。

保険金の種類

(続き)

個人賠償責任

(国内外補償)

賠償責任の補償

①本人 ②本人の配偶者

事故にかぎります。

③本人またはその配偶者の同居の親族

④本人またはその配偶者の別居の未婚の子

	/DRA A O TENT		/DBA A + 1 - 11 2		
	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合		
疾病(病気)(国内外補償)	疾病 手術保険金	目的としたレーザー・冷凍疑固による眼球手術(レーシック手術等) (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (2)骨髄幹細胞採取手術(※1)を受けた場合は、保険期間中に確認検査(※2)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。 なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。 (※2)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との自血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バングナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術といてのみお支払います。 (※1)一連の手術といます。と2回以上受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいます。。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間とは一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始目から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	る「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存 等の精神障害 (※)「療療保険制度を定める 法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養の給付」に要する費用ならびに「療養の 検情川に要する費用ならびに「療験の給療費」、「家族療養」、「家族養養」、「院時食 「家族養養」、「家族養養」、「たけ食」、「家族移送費」をいいます。		
	疾病退院後 通院保険金	ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。 疾病退院後通院保険金の額=疾病退院後通院保険金日額×通院した日数			
		1人に3人は、1人に3人に1人に1人に1人に1人に1人に1人に1人に1人に1人に1人に1人に1人に1人			
(注)	注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い額を支払います。				

		疾病退院後 上院保険金 大だし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に しては、保険金をお支払いません。 また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません 疾病退院後通院保険金の額一疾病退院後通院保険金日額×通院した日数			日以降の通院に対お支払いしません。	
U100		音がり		なった時のお文仏を	ドドにより昇口された休険金の額 ②依休険者が入院を開始した時のお支払: 保険金をお支払いする主な場合	条件により昇口された休険金の額
	IAND	(312.4)	主大尺	被保除者が保	検期間中の原因事故によって発生した以下1·2のいずれかに該当するトラブ	【全トラブルに共通の事由】
(オプション)弁護士費用				ル(**)について、ジャパン日本典語することによす。たったったしたます。たったったしたます。たったったったったったったった。 アウルをは、(**) を (**) を (弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保臣の同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をおだし、被保険者を親権者とする未成年かつ未確の子が被った原因事故に関いても対象となります。なお、補償の対象となる原因事故によって被保険者が保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。 するトラブル た、財物を壊された、盗難または詐取にあった等(*2)の被害を被ったことによるトす。 関するトラブル 拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行は嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 ひ公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に	①故意・重大な過失または契約違反②自殺行為(※)、犯罪行為または闘争行為③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの⑤地震、噴火またはこれらによる津波⑥国または公共団体の強制執行または即時強制⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い・寒。ただし、発生している場合は除きます。⑧被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務遂行に関するトラブルおまび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル
貫				保険金の種類	お支払いする保険金の額	⑨主として被保険者または被保険者を親権者と
	法律相	士費	用一弁護士委	法律相談費用保険金	法律相談(**3)の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパン 日本興亜の同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 法律相談費用保険金の額=損害の額ー自己負担額 1,000円	する未成年かつ未婚の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、詐取による被害事故に関するトラブルを含っていたがよった。
法令に基づき解	談費用保険金	+	士委任費用保険金	弁護士委任費用保険金	弁護士委任(*3)によいトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパン日本興亜の同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費(*4)を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 弁護士委任費用保険金の額=損害の額×(100%—自己負担割合10%)	ラブルを除きます。 ①保険契約または共済契約に関する事由 ②被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子とその親族との間で発生した事由 ③環境汚染 ④環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由
(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)				②の保険金を表すに、 (※2) 対象を表すに、 (※2) 対象を表すに、 (※2) 対象を表すに、 (※2) 対象ので、 (※3) 同一、 (※3) 同一、 (※4) 計量である。 (※4) 計量である。 (※4) 計量である。 (※4) 対象を表す。 (※4) が。 (※4) 対象を表す。 (※4) が。 (※	の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①またはいのうち、いずれか低い金額をお支払いします。は被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子に原因事故が発生した時より算出した保険金の額達出した保険金の額頭出した保険金の額頭出した保険金の額頭法に基づき解決するトラブルにかぎります。 誰までは詐取にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものが出まったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものが出まったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものが出または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁法は会が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に、および弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。は、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便低代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みをいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含み	特性にに四9の事田 (⑤騒音、振動、悪臭、日照不足等 (⑥電磁波障害 (※)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合を除きます。 【トラブル固有の事由】 【た記1に該当する場合 (⑦被保険者または被保険者以外の者が、所有、使用もしくは搭乗または管理する自動車または原動機付自転車による被書事故に関するトラブル (⑧医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 (⑨あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 (⑩薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ②身体の美容または整形

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ●ご加入の際は、WEBお申込画面等のご入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- ●WEBお申込画面等にご入力いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が 公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - *ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確に ご回答いただく義務(告知義務)があります。
 - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、WEBお申込画 面等のご入力事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告 知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の職業または職務(弁護のちからオプションは除きます。)
 - ★他の保険契約等(※)の加入状況
 - (※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 - *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不 法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫 によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合
- ●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

- ●WEBお申込画面等にご入力の職業または職務を変更された場合(新た に職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご 契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日 本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
- ■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が 生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追 加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約 を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- ■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、 力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- ■扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本 興亜までご通知ください。
- ●WEBお申込画面等にご入力の住所または通知先を変更された場合は、 遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- ●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- ●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について> 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を 解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱 代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的で支払事由を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガや病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

*保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険

期間は、毎月25日までに受付確認が完了した方は翌月1日より保険開始となります。

【疾病補償をセットされる場合】

●ご加入初年度の保険期間の開始時(**1)より前に発病(**2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(**1)より前に発病(**2)した疾病であっても、ご加入初年度の契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時(**1)からその日を含めて2年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

【弁護士費用総合補償特約をセットされる場合】

- ●ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時) より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因 事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお 支払いできません。
- ●人格権侵害に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の 開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過 する日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- ●保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜また は取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日(疾病の場合は、入 院を開始した日あるいは手術を受けた日)からその日を含めて30日以内に ご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないこと があります。
- ●被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパン日本興亜に書面でご通知ください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。
- ●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注 意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らか に超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など ※借家人賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サー ビスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本 興亜にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただく ことになります。
- ●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

		必要となる書類	必要書類の例
	1	保険金請求書および 保険金請求権者が確認 できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
(2	事故日時・事故原因および 事故状況等が確認できる 書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類、疾病状況報告書 など
	3	傷害または疾病の程度、 保険の対象の価額、 損害の額、損害の程度 および損害の範囲、復旧の 程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病 に関する事故、他人の身体の障害に関 する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、 診断書、診療報酬明細書、入院通院 申告書、治療費領収書、診察券(写)、 運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得

	必要となる書類	必要書類の例
3	傷害または疾病の程度、 保険の対象の価額、 損害の額、損害の程度 および損害の範囲、復旧の 程度等が確認できる書類	を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴事、災害補償規定、補償規定、補償規定、補償規定、有力。 (②携書、行品等に関する事事故のの場合 (写)、 (多年)、 (本)、 (本)、 (本)、 (本)、 (本)、 (本)、 (本)、 (本
4	保険の対象であることが 確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
(5)	公の機関や関係先等への 調査のために必要な書類	同意書 など
6	被保険者が損害賠償責任 を負担することが確認できる 書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書 (写)、和解調書(写)、相手の方からの 領収書、承諾書 など
7	損保ジャパン日本興亜が 支払うべき保険金の額を	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内部書

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。(注1)保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証

記載した支払内訳書

- 拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。 (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち 損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険
- 金を請求できることがあります。
 ●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ■まてお同い合わせください。
 ●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャバン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- ●疾病保険特約にご加入の場合、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6.保険金をお支払いできない主な場合

算出するための書類

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際して、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いするでき被保険者の未決込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されるこかあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

- (2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。
 - (注)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適 用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

9.個人情報の取扱いについて

- ○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興 亜および学校または学校法人に提供します。
- ○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、 損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・ 提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務 委託先、再保険会社、学校または学校法人、等(外国にある事業者を含み ます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図る ために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して 提供することがあります。学校または学校法人は、提供を受けた情報を、加 入者状況やニーズの把握、学校活動中の事故における迅速な対応等を 行うために取得・利用します。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配 慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運 営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱い に関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャ パン日本興亜公式ウェブサイト(https://www.sjnk.co.jp/)をご覧くださる か、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。 加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入 ください。

用語の説明

【免責金額】

など

用語	用語の定義
【1回の入院】	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の疾病(前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係があると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の疾病を被った場合は、当初の入院とその後の他の疾病による入院を合わせて1回の入院とみなします。
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。 ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外 の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を 受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診 断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【通院責任期間】	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、 最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日 を経過した日に終わる期間をいいます。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することを いいます。
【放射線治療】	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(**)。 ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (**)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(**1)および同性パートナー(*2)を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自

己負担額をいいます。

用語		用語の定義	
【保険年度】	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。		
	なった偶然な事故発生の時は、それるます。	↑護士委任に至るトラブルの原因とまたは事由をいいます。原因事故のぞれのトラブルごとに以下の時をいい	
_	トラブルの種類	原因事故の発生の時	
【原因事故】	1.被害事故に 関するトラブル	被保険者または被保険者を親権 者とする未成年かつ未婚の子が 被害を被った時	
	2.人格権侵害に 関するトラブル	被保険者または被保険者を親権 者とする未成年かつ未婚の子が 精神的苦痛を初めて被った時	
被保険者または被保険者を親権者とする未 未婚の子が所有、使用または管理する財産 有する有体物(通貨、預貯金証書、株券、手 の有価証券、印紙、切手その他これらに準ず みます。)をいい、データ、ソフトウェア、プログラ 体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業格 鉱業権その他これらに類する権利等の財産を せん。		使用または管理する財産的価値を 賃、預貯金証書、株券、手形その他、 、サラインでは、サラインでは、 、サラ、ソフトウェア、プログラム等の無 権、特許権、商号権、漁業権、営業権、	

用語	用語の定義
【財物の損壊】	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
【被保険者を 親権者とする 未成年かつ 未婚の子】	被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。
【弁護士】	弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。
【法律相談】	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。
【保険金請求権者】	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である 被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブ ルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事 故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続 人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談ま たは弁護士委任を行う者を含みます。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1.保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

□補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約

□保険期間 □保険金額 □保険料、保険料払込方法

□満期返れい金・契約者配当金がないこと

2.ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- □ (またい。)。 □ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。 □ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されて
 - いるかをご確認いただきましたか。
 - □以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

□職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、 保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者こ 本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業·職種		
A級	下記以外		
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者 (高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業者、自動 車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含 むすべての自動車運転者)、農林業作業者		

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争 選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競 争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。) の方等についてはお引き受けできません。

3.お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の 記載事項)をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店

丸豊保険サービス(株)

〒779-3106 徳島県徳島市国府町花園59-3

TEL 088-642-9228

(受付時間:平日の9:00から17:00まで)

●引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

徳島支店 法人支社

〒770-0939 徳島県徳島市かちどき橋1-25

TEL 088-655-9637

(受付時間:平日の9:00から17:00まで)

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損害保険ジャパン株式会社」になります。

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

ー般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル]0570-022808 < 通話料有料> 受付時間:平日の9:15から17:00まで(土・日・祝日・年末年始は休業) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店 または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】

0120-727-110(受付時間:24時間365日)

- ●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- ●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(https://www.sjnk.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ●加入者証は大切に保管してください。また、保険開始の3か月を経過しても 加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

SJNK19-10809(2019年12月18日作成)